

2025 年 3 月 11 日

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示書面)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

東京都千代田区三番町 6 番 3 号
SOLIZE 株式会社
代表取締役社長 CEO 宮藤 康聡

東京都千代田区三番町 6 番 3 号
株式会社 SOLIZE 分割準備会社 1
代表取締役社長 井上 雄介

SOLIZE 株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の完全子会社である株式会社 SOLIZE 分割準備会社 1（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2025 年 2 月 14 日付吸収分割契約に基づき、2025 年 7 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社のエンジニアリング・マニュファクチャリング事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号及び第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び第 192 条第 1 号）

（1）株式の数に関する事項

本吸収分割に際して吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対し、普通株式 1,000 株を交付いたします。本吸収分割に際して交付される株式の数は、本吸収分割が完全親子会社間で行われるものであることを勘案したうえで両当事者間の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

（2）資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により、吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加しないものとしたし

ます。当該資本金及び準備金の額は、吸収分割承継会社の財務状況等の諸事情を総合的に考慮したうえで会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び第 192 条第 4 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号及び第 192 条第 6 号）

（1）成立の日における貸借対照表の内容

別紙 3 のとおりです。

（2）成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）成立の日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

（1）吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の吸収分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従いまして、本吸収分割の本件効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、履行期における履行の見込みがあると判断しております。

（2）吸収分割承継会社が承継する債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従いまして、本吸収分割の本件効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行期における履行の見込みがあると判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じた
ときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）
変更がありましたら直ちに開示いたします。

以 上

(別紙 1)

吸収分割契約の内容

次頁以降に添付。



吸収分割契約書

SOLIZE 株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社 SOLIZE 分割準備会社 1（以下「乙」という。）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲のエンジニアリング・マニュファクチュアリング事業（以下「本件事業」という。）に関して、甲が有する本件承継対象資産等（第 4 条第 1 項に定義する。）を承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

本件会社分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 吸収分割会社（甲） | 商号：SOLIZE 株式会社
住所：東京都千代田区三番町 6 番 3 号 |
| (2) 吸収分割承継会社（乙） | 商号：株式会社 SOLIZE 分割準備会社 1
住所：東京都千代田区三番町 6 番 3 号 |

第 3 条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025 年 7 月 1 日とする。

第 4 条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙は、本件会社分割により、甲から、2024 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加減して、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（総称して、以下「本件承継対象資産等」という。）を、本件効力発生日に承継する。なお、本件承継対象資産等の詳細は別紙「本件承継対象資産等明細表」に記載するとおりとする。
- 前項に定める本件承継対象資産等の承継に関し、甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第5条（吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に際して、前条に基づき乙が承継する本件承継対象資産等の対価として、乙の普通株式 1,000 株を発行し、その全部を甲に割り当てる。

第6条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本件吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第7条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件会社分割後においても、乙が承継する本件事業について一切競業避止義務を負わないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

本契約締結後本件効力発生日に至るまで、甲は善良なる管理者としての注意をもって本件事業にかかる業務の執行及び財産の管理運営を行い、本件会社分割に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業又は本件事業にかかる資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議の上、本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本件効力発生日前日までに、甲又は乙の株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合又はこれに準ずる場合には、本契約はその効力を失う。

第12条（その他）

本契約に定めのない事項その他本件会社分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、双方記名捺印後の本書 1 通を甲が、その写し 1 通を乙が保有する。なお、本契約において、甲が保有する双方記名捺印後の本書 1 通のみを原本とする。

2025 年 2 月 14 日

(甲) 東京都千代田区三番町 6 番 3 号

SOLIZE 株式会社

代表取締役社長 CEO 宮藤 康聡



(乙) 東京都千代田区三番町 6 番 3 号

株式会社 SOLIZE 分割準備会社 1

代表取締役社長 井上 雄介



本件承継対象資産等明細表

3.

1. 資産

本件事業に関する以下の資産

(1) 流動資産

① 売掛債権

発生基準にて区分し、(i)本件効力発生日以降に発生したものは乙に対し、(ii)本件効力発生日より前に発生したものは甲に対し、それぞれ帰属するものとする。

② ①以外の流動資産であって以下に掲げるものはその発生日にかかわらず、乙に帰属するものとする。

(ア) 現金及び預金

(イ) 棚卸資産、その他流動資産等

(2) 固定資産

本件効力発生日における有形固定資産、無形固定資産、投資資産その他固定資産等（ただし、一部の有形固定資産、無形固定資産及び投資資産その他固定資産等は含まれないものとする）。

(3) 繰延資産

2. 債務

本件事業に関する以下の債務

(1) 流動負債

① 仕入債務、未払金、預り金等（このうち、費用の期間調整等のため発生しているものは含まれない。）

発生基準にて区分し、(i)本件効力発生日以降に発生したものは乙、(ii)本件効力発生日より前に発生したものは甲にそれぞれ帰属するものとする。

② ①以外の流動負債であって以下に掲げるものはその発生日にかかわらず、乙に帰属するものとする。

(ア) 前受金

(イ) 契約負債

(ウ) 未払給与

(エ) 賞与引当金

(オ) その他流動負債等

(2) 固定負債

資産除去債務、その他固定負債等

3. 承継するその他権利義務

(1) 雇用契約

本吸収分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約

(2) その他の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（当該契約のうち本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限る（本(2)項において同じ）。なお、賃貸借契約は含まれない。）上の地位及び権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件会社分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上



(別紙 2)

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降に添付。

第 3 5 期

事 業 報 告

事業年度 $\left(\begin{array}{l} \text{自 2024 年 1 月 1 日} \\ \text{至 2024 年 12 月 31 日} \end{array} \right)$

SOLIZE 株式会社

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループを取巻く経済環境は、当連結会計年度に発生した自動車産業における認証不正の影響により、厳しい状況からスタートすることとなりました。年度の後半には、落ち込んだ自動車産業の生産が正常化へ向かう方向となりましたが、欧州や中国など海外経済の減速の影響も加わり、景況感は横ばいの状態となりました。一方で、当社グループの主要顧客の製品設計開発に係る需要は製造販売の動向は、電動化や自動運転等の新規技術に関する開発意欲が依然として高く、強い需要が継続することとなりました。

このような環境の中、当社グループは中長期の収益成長の一層の加速を意図し、エンジニア及びコンサルタントの増員を加速、東日本ブランチ、及び、西日本ブランチを増床、中部ブランチを移転・拡張、新宿、熊本にオフィスを新設したほか、最新型の光造形機に関連する設備の増強を行う等、生産能力の拡大を推進して参りました。また、収益に先行してエンジニア及びコンサルタントの増員を加速したことに加え、経営のスピード向上を意図した分社化、持株会社化等を目的とした管理人員の増強を行って参りました。

これらの結果、当社グループの売上高は前連結会計年度より13.1%増加し22,713百万円、営業利益は48.6%減少し455百万円、経常利益は52.4%減少し416百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は56.1%減少し254百万円となりました。

(デザイン事業)

デザイン事業の市場は、国内自動車産業の景況感としては横ばいの状況でありましたが、自動車産業の顧客を中心に前連結会計年度に引き続き、当社サービスに対する需要拡大の傾向が継続して参りました。

このような環境の中、輸送用機器産業等における設計開発に係る受託、及び、エンジニア派遣サービス、さらにソフトウェア開発等の分野において受注を拡大し、インド現地法人 SOLIZE India Technologies Private Limitedにおいても3D CADのソフトウェア販売の受注拡大を継続して参りました。また、中長期の収益拡大の加速を目的としたエンジニア及びコンサルタントの採用活動を強化、増員したほか、分社化に関する活動及び関連する人員の増強を行って参りました。

これらの結果、デザイン事業の売上高は前連結会計年度より15.2%増加し18,612百万円、セグメント利益は66.5%減少し334百万円となりました。

(マニファクチュアリング事業)

マニファクチュアリング事業の市場における需要環境は、３Ｄプリンターによる試作品、及び、３Ｄプリンターに係る保守サービスに対する堅調な需要が継続、３Ｄプリンターの販売に対する需要は横ばいの傾向が継続することとなりました。特に相対的に利益率の高い試作品製造販売の需要回復継続が顕著となりました。

このような環境の中、当社グループは、自動車関連企業や機械メーカーを中心とした当社グループ主要顧客に対する試作品サービス提供の拡大を継続して参りました。また、従前より販売を積み重ねて参りました３Ｄプリンター納入顧客に対するメンテナンスサービスや材料の供給等、保守サービスによる収益の増加も継続いたしました。さらに、マニファクチュアリング事業の生産体制見直しによる合理化として横浜工場の移転・集約を実施し、販売費及び一般管理費を抑制することができました。

これらの結果、マニファクチュアリング事業の売上高は前連結会計年度より4.4%増加し4,101百万円、セグメント利益は前連結会計年度の112百万円の損失から大幅に改善し120百万円となりました。

(グループ全体)

為替差益の減少等により営業外収益は１百万円減少し19百万円となりました。また、投資事業組合運用損の増加等により営業外費用は27百万円増加し57百万円となりました。当社グループのコーポレートベンチャーキャピタル投資先の有価証券に係る投資有価証券評価損等が増加したことにより、特別損失は10百万円増加し85百万円となりました。

事業別売上高

事業区分	第 34 期 (2023年12月期) (前連結会計年度)		第 35 期 (2024年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
デザイン事業	16,154百万円	80.4%	18,612百万円	81.9%	2,458百万円	15.2%
マニファクチュア リング事業	3,927	19.6	4,101	18.1	174	4.4
合計	20,081	100.0	22,713	100.0	2,632	13.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は417百万円で、セグメントごとの設備投資は次のとおりです。

ア. デザイン事業

営業所の増床・新設や設計開発等に係るハードウェアやソフトウェア等に総額309百万円の投資を実施しました。

イ. マニファクチュアリング事業

造形機や3Dプリンター等生産設備等に総額107百万円の投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

当社は、2024年2月7日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。上場にあたり、2024年2月6日を払込期日とする公募(ブックビルディング方式による募集)による自己株式の処分995,200株、及び2024年3月11日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式売出しに関連した第三者割当による自己株式の処分149,200株により、総額1,556百万円の資金調達を行いました。

④ 重要な組織再編の状況

ア. 当社は、2024年4月23日及び2024年4月26日付で、アフタースクール寺子屋株式会社の株式を取得し、子会社化すること、並びにアフタースクール寺子屋株式会社が実施する第三者割当増資を引き受けしました。

なお、アフタースクール寺子屋株式会社は、2024年12月23日付でALQ株式会社へ商号変更しました。

イ. 当社は、2024年10月31日付で、株式会社SiM24の全株式を取得し、子会社化しました。

ウ. 当社は、2025年1月1日を効力発生日として会社分割を実施し、ソフトウェア事業を株式会社STELAQへ承継しました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2021年12月期)	第 33 期 (2022年12月期)	第 34 期 (2023年12月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高(百万円)	15,854	17,827	20,081	22,713
経 常 利 益(百万円)	480	711	876	416
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	292	566	580	254
1株当たり当期純利益 (円)	60.85	118.08	125.99	50.16
総 資 産(百万円)	12,519	13,669	13,045	15,448
純 資 産(百万円)	9,666	10,324	9,669	11,478
1株当たり純資産 (円)	2,013.77	2,150.86	2,387.54	2,185.11

(注) 第34期より連結計算書類を作成しております。なお、第32期及び第33期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2021年12月期)	第 33 期 (2022年12月期)	第 34 期 (2023年12月期)	第 35 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高(百万円)	14,007	15,192	17,279	19,331
経 常 利 益(百万円)	394	657	941	576
当 期 純 利 益(百万円)	3,031	518	633	338
1株当たり当期純利益 (円)	631.65	108.09	137.62	66.71
総 資 産(百万円)	11,653	12,333	11,770	14,024
純 資 産(百万円)	9,177	9,631	8,973	10,777
1株当たり純資産 (円)	1,911.89	2,006.65	2,215.67	2,051.74

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社STELAQ（注2）	10百万円	100.0%	ソフトウェア開発、ソフトウェア第三者検証、国際規格適合コンサルティング、ソフトウェア教育
株式会社SiM24（注3）	51百万円	100.0	受託解析（シミュレーション）、データ解析（統計処理）、技術コンサルティング
ALQ株式会社（注4）	15百万円	100.0	民間学童保育の運営等
SOLIZE USA Corporation	100千米ドル	100.0	3D CADをツールとした機械・機械部品の設計開発
SOLIZE India Technologies Private Limited	120百万インドルピー	※100.0	3D CADをツールとした機械・機械部品の設計開発及びソフトウェア販売・導入支援
英知創機械科技（上海）有限公司	9百万人民元	100.0	3D CADをツールとした機械・機械部品の設計開発

- (注) 1. ※印は、間接所有の株式を含みます。
2. 当社は、2025年1月1日を効力発生日として会社分割を実施し、ソフトウェア事業を株式会社STELAQへ承継しました。
3. 当社は、2024年10月31日付で、株式会社SiM24の全株式を取得し子会社化しました。
4. 当社は、2024年4月23日及び2024年4月26日付で、アフタースクール寺子屋株式会社の株式を取得し子会社化すること、また、アフタースクール寺子屋株式会社が実施する第三者割当増資を引き受けしました。なお、アフタースクール寺子屋株式会社は、2024年12月23日付でALQ株式会社へ商号変更しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、今後のさらなる成長の実現に向け、以下の事項を経営課題として認識しております。

(当社グループ全体の事業上の課題)

- ① 人的資本経営の実現
当社グループは事業拡大と継続的成長のために、顧客企業と共に高い価値を生み出す優秀な人材が重要な資本であり、その採用が重要です。2024年は人事トランスフォーメーション元年とし、人的資本経営の実践を目指した人材戦略に注力して参りました。新卒採用者、経験者採用ともに積極化し、採用数を増加させています。退職者も一定数いますが、入社者数が上回っており、2024年12月期の退職率は8.3%でした。

国内採用者数

	2020年12月期 (注) 1	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
国内新卒	95人	98人	86人	84人	93人
海外新卒(注) 2	12	25	11	3	4
経験者	64	51	110	149	202
合計	171	174	207	236	299

(注) 1. 2020年12月期は、当社及び旧SOLIZE Engineering株式会社、旧SOLIZE Products株式会社における採用者の合算値であります。

2. 海外新卒の採用活動については新型コロナウイルスの感染拡大により2020年12月期以降、活動を縮小しておりましたが、2024年12月期よりアジア地区を中心に活動を再開しております。

また、当社グループは「お客様の高い期待に応える、プロフェッショナル集団」として、製品開発をリードする人材や新しい手法・道具、進化する企業文化の創造を目指しています。「人材体系図」に基づく新任役職者研修や、経験者合同研修、学習サイトを拡充し、人材の育成システムを維持・強化します。

なお、国内の派遣契約におけるエンジニアの平均時間単価、稼働率は以下のとおり推移しております。

国内における派遣契約の平均時間単価

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
平均時間単価(注)	4,326円	4,339円	4,385円	4,556円	4,809円

(注) 経験者・新卒含む全派遣契約の平均時間単価(残業代は除く)の平均値であります。

国内における派遣ビジネスの稼働率

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
稼働率(注)	85.8%	87.5%	94.4%	94.9%	95.0%

(注) 派遣技術者数(研修中の従業員を含む)に対する稼働人数の割合を期中平均にて算出しております。

② グローバルサポート体制の強化

当社グループは、サービスの海外展開、海外事業の開発に取り組んでおり、海外企業へのサービス提供や、日本企業の海外展開支援を既に行っておりますが、海外市場におけるビジネスチャンスを十分に取り込めているとは言えず、グローバルサポート体制の強化が課題であると認識しております。グループ全体の製品開発における強みを活用した海外事業戦略の実行や、

海外市場におけるブランド構築を促進して参ります。

③ 投資について

当社グループは事業の成長と人材・経営基盤の強化を目的に、研究開発投資や設備投資、コーポレートベンチャーキャピタル（CVC）投資を行っています。これらの投資は事業環境の変化や投資先企業の進捗状況により、事業や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社グループでは、投資案件の内容・規模により、取締役会、SOLIZE執行役員会、戦略投資会議等において、事業計画に基づく十分な検討を行ったうえで投資に対する意思決定をしており、また、投資実行後も定めたプロセスに則り進捗確認を実施しております。

（デザイン事業の課題）

① 製品設計開発に係る総合的なデジタルエンジニアリングサービスの拡大

当社グループの主要顧客の属する自動車産業においては、電動化や自動運転等の新規技術に関する開発意欲が高く、引き続き、設計開発の受託、エンジニア派遣サービス、変革コンサルティングサービス、ソフトウェア開発等の分野への当社サービス拡大を目指して参ります。また、前項①に記載しましたとおり、人財採用及び育成も強化いたします。

② ソフトウェア関連事業の分社化準備

2025年1月付でソフトウェア関連事業を分社化する活動及び関連する人員増強を行って参りました。主に販売管理領域の経験者の積極採用、国内拠点の拡張を進めた結果、2024年は収益に先行し、販売費及び一般管理費が増加いたしました。来期に向け、開発を担うエンジニアの採用及び育成が急務であると認識しております。

（マニファクチュアリング事業の課題）

① 最先端のAM（※）技術を駆使しAM市場をリードする

2024年は、最新型の3Dプリンター設備増強を行ったほか、大和の工場増床を進め、金属3Dプリンター工場を集約し、生産体制見直しによる合理化、生産能力拡大を推進して参りました。既存ビジネスである各種工法による試作・装置販売は、合理化した組織で最大利益を継続的に創出し、その利益をAM市場拡大投資へ有効活用し、欧米に比してものづくりのDX化推進が遅れている国内AM市場をリードして参ります。

※ AM：Additive Manufacturing（積層造形で物体を作り上げる製造プロセス）

② 少量量産領域への事業拡大

当社グループは、3Dプリンターによって最終製品の部品（補給部品を含む）を製造し顧客へ納品する事業を開始しておりますが、最終製品を製作するための技術とノウハウを高め、顧客へ少量量産の価値を訴求し、今後一層の規模と価値の拡大を追求して参ります。

(財務上の課題)

当社グループは、グローバルに存在する顧客のあらゆるニーズに応えることを目的として、新規事業や新規技術の開発とそれに必要となる優秀なエンジニアの確保、増強のために採用活動の強化及び入社後の教育・トレーニング等を行っています。一時的な景況の悪化により当社グループの提供するサービスや製品への需要が減少する時期においても、当社グループの成長の源泉である人材を維持するための支出が発生し、財務上の安全性が低下する可能性があります。このような状況に備え、当社グループでは一定程度の資金を確保し安定的な経営に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業区分	事業内容
デザイン事業	エンジニアリング業務の受託事業、エンジニア派遣事業、エンジニアリング業務関連ソフトウェアの販売事業、製品開発工程等への業務改革コンサルティング事業
マニファクチュアリング事業	3Dプリンター等の造形設備を活用した部品供給事業、3Dプリンター装置の販売、運用サポート・メンテナンス事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社

本社	社	東京都千代田区
支店	店	神奈川県大和市、栃木県宇都宮市、東京都国分寺市、名古屋市中部区、大阪市西区、東京都渋谷区
工場	場	神奈川県大和市、愛知県豊田市

② 子会社

株式会社STEELAQ	本社：東京都渋谷区
株式会社SIM24	本社：大阪市中央区
ALQ株式会社	本社：東京都目黒区
SOLIZE USA Corporation	本社：米国 ミシガン州リポニア市
SOLIZE India Technologies Private Limited	本社：インド カルナータカ州ベンガルール市
英知創機械科技(上海)有限公司	本社：中国 上海市

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デザイン事業	1,859名	185名増
マニファクチュアリング事業	113名	35名減
全社（共通）	195名	48名増
合計	2,167名	198名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分出来ない総務及び経理等の管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,840名	160名増	36.55歳	7.96年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年2月7日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,000,000株
- ③ 株主数 2,632名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
S O L I Z E 従業員持株会	1,237,500株	23.56%
古河未由紀	754,800	14.37
篠原敬一	317,920	6.05
東京中小企業投資育成株式会社	300,000	5.71
古河摩耶	202,500	3.86
古河慶純	202,500	3.86
古河陽純	202,500	3.86
古河真季	202,500	3.86
株式会社クリモト	80,000	1.52
後藤文男	69,600	1.32

(注) 1. 当社は、自己株式を747,169株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,043株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告50頁「2. (2)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 C E O	宮 藤 康 聡	
取 締 役	木 下 和 重	英知創機械科技（上海）有限公司董事
取 締 役	鈴 村 弘 之	
取 締 役	長 坂 武 見	(株)東北新社社外取締役監査等委員
常 勤 監 査 役	山 田 英 剛	
監 査 役	富 原 洋 一	
監 査 役	河 元 哲 史	

- (注) 1. 取締役 鈴村弘之氏及び長坂武見氏は社外取締役であります。
2. 監査役 山田英剛氏、富原洋一氏及び河元哲史氏は社外監査役であります。
3. 監査役 河元哲史氏は、大手電機メーカーでの長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役 鈴村弘之氏及び長坂武見氏、並びに社外監査役 山田英剛氏、富原洋一氏及び河元哲史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年1月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	堤 寛 朗	SOLIZE Innovations・MBD C&M・デジタルリスクマネジメントサービス担当
上 席 執 行 役 員	井 上 雄 介	エンジニアクリエイション・デジタルドリブンエンジニアリング・デジタルマニファクチャリングサービス・E&Mセールス統括・SOLIZE開発統括担当
上 席 執 行 役 員	鈴 木 貴 人	ビジネスインキュベーション担当
上 席 執 行 役 員	中 島 宏 史	投資戦略担当
上 席 執 行 役 員	田 中 瑞 樹	経営戦略・IT戦略・人事統括・採用推進担当
執 行 役 員	吉 井 強	グローバルタレント&テクノロジー担当
執 行 役 員	村 田 直 樹	総務・広報担当
執 行 役 員	村 田 光	マーケティング担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等が補填されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容に関する方針等

当社の取締役の報酬等の額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会及び2024年3月27日開催の第34回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内とし、月例の基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成いたします。譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、毎年一定の時期に交付いたします。譲渡制限付株式報酬は、その株式の交付日から当社の取締役等所定の地位を退任又は退職する日までの間、譲渡等の処分が禁止されるものであり、正当な理由によらない退任や非違行為がある場合には、当社がこれを無償で取得する事由を定めます。なお、基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の割合に関する目安は、9：1の割合といたします。

各取締役の報酬額の額につきましては、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案いたします。具体的な報酬等の額の決定は、当社が定めた「役員報酬の基本方針」に基づき、2024年3月27日開催の取締役会の決議により委任された代表取締役社長である宮藤康聡が、各取締役の評価を踏まえた報酬等の額を策定し、指名・報酬委員会に諮問、答申を受けたうえで決定いたします。取締役会が権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰し、適切に策定できると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定や決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当社は2016年12月に指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において「役員報酬の基本方針」を決議しておりますが、その内容は以下のとおりであります。

SOLIZE役員報酬の基本方針
(1) 固定報酬と中長期の業績、目標達成度に連動する報酬とを合わせた報酬体系とする。 (2) 各役員の役割と責任の大きさに応じた報酬体系とする。 (3) 中長期の社員、取引先、株主にとっての企業価値向上を反映した報酬体系とする。 (4) 同業他社等との比較を通じて公平、妥当な報酬体系とする。 (5) 競争力のある専門的知識を有する人材を確保できるための報酬体系とする。 (6) 健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブを持つ報酬体系とする。 (7) 当社グループ全体の経営環境や業績状況への貢献度を反映する報酬体系とする。 (8) 監査役会の発案する報酬決定方針の提示を受け、参考意見を監査役会に答申する。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94百万円 (17)	88百万円 (17)	－百万円 (－)	6百万円 (－)	4名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	32 (32)	32 (32)	－	－	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	127 (49)	121 (49)	－ (－)	6 (－)	7 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名（うち社外2名）、監査役3名（うち社外3名）であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。当該決議時の取締役の員数は6名であります。また、2024年3月27日開催の第34回定時株主総会において、この報酬限度額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式及び支給される金銭の総額は100百万円以内、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に交付される株式の総数は年間30,000株以内と決議しております。当該決議時の対象の取締役の員数は2名であります。
4. 非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会において、年額90百万円以内と決議しております。当該決議時の監査役の員数は1名であります。

ウ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 長坂武見氏は、株式会社東北新社の社外取締役監査等委員を兼任しており、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
社外取締役	鈴 村 弘 之	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。 取締役会では、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に当社の技術開発及び企業経営全般に関して有意義な意見や指摘を積極的に述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	長 坂 武 見	当事業年度に開催された取締役会20回全てに、また、指名・報酬委員会3回全てに出席いたしました。 取締役会では、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な見地から、有意義な意見や指摘を積極的に述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会では、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定を担っております。
社外監査役	山 田 英 剛	当事業年度に開催された取締役会20回全てに、また、監査役会16回全てに、指名・報酬委員会3回全てに出席いたしました。 常勤監査役として、取締役会及び監査役会では、これまでに培われた企業監査における豊富な経験と幅広い見識を基に、主にガバナンスの強化に関する有意義な意見や指摘を積極的に述べるとともに、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行っております。また、指名・報酬・ガバナンス委員会をはじめとする、他の重要会議にも出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングしております。
社外監査役	富 原 洋 一	当事業年度に開催された取締役会20回全てに、また、監査役会16回全てに、指名・報酬委員会3回全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会では、これまでに培われた豊富な経験と幅広い見識を基に、企業経営全般に関する有意義な意見や指摘を積極的に述べるとともに、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行っております。また、指名・報酬委員会では、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定を担っております。
社外監査役	河 元 哲 史	当事業年度に開催された取締役会20回全てに、また、監査役会16回全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会では、主に財務及び会計に関する専門的な見地から、有意義な意見や指摘を積極的に述べるとともに、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、英知創機械科技（上海）有限公司及びSOLIZE India Technologies Private Limitedについては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- ⑥ 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 配当の基本的な方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、将来の事業展開のための内部留保を確保しつつ、安定的に配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針のもと、年間の配当額は前事業年度末の連結純資産の2.5%程度を目安とする考えです。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当による年2回の配当を行う方針です。中間配当の実施については、業績や将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針です。

(3) 配当の決定機関

当社は、取締役会決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(4) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、デザイン事業におけるエンジニアの育成やマニファクチュアリング事業で必要となる設備投資等、当社グループとして必要な成長投資に利用することにより、企業価値の向上に努める方針です。

(5) 中間配当について

当社は、基準日を毎年6月30日とする中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

以上の基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2025年2月21日開催の取締役会決議により、前期の1株当たり44円から3円増配し、1株当たり47円とさせて頂きました。

第 3 5 期

事業報告に係る附属明細書

事業年度 $\left(\begin{array}{l} \text{自 2024 年 1 月 1 日} \\ \text{至 2024 年 12 月 31 日} \end{array} \right)$

SOLIZE 株式会社

1. 会社役員その他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細
事業報告 48 ページに記載のとおり
2. 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

第 3 5 期

連 結 計 算 書 類

連 結 貸 借 対 照 表

連 結 損 益 計 算 書

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

事業年度 $\left(\begin{array}{l} \text{自 2024 年 1 月 1 日} \\ \text{至 2024 年 12 月 31 日} \end{array} \right)$

SOLIZE 株式会社

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,567	流 動 負 債	3,762
現 金 及 び 預 金	7,238	買 掛 金	574
受 取 手 形	163	未 払 金	447
売 掛 金	3,777	未 払 費 用	630
契 約 資 産	369	未 払 法 人 税 等	150
商 品	313	未 払 消 費 税 等	283
仕 掛 品	58	契 約 負 債	269
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	166	賞 与 引 当 金	1,243
そ の 他	511	そ の 他	163
貸 倒 引 当 金	△31	固 定 負 債	207
固 定 資 産	2,856	資 産 除 去 債 務	161
有 形 固 定 資 産	814	そ の 他 固 定 負 債	45
建 物 及 び 構 築 物	397	負 債 合 計	3,970
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	154	(純 資 産 の 部)	
土 地	116	株 主 資 本	11,270
そ の 他	145	資 本 金	10
無 形 固 定 資 産	286	資 本 剰 余 金	1,392
投 資 そ の 他 の 資 産	1,754	利 益 剰 余 金	10,355
投 資 有 価 証 券	419	自 己 株 式	△487
繰 延 税 金 資 産	841	その他の包括利益累計額	207
そ の 他	494	その他有価証券評価差額金	0
繰 延 資 産	24	為 替 換 算 調 整 勘 定	206
資 産 合 計	15,448	純 資 産 合 計	11,478
		負 債 純 資 産 合 計	15,448

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	22,713
売上原価	16,264
売上総利益	6,449
販売費及び一般管理費	5,993
営業利益	455
営業外収益	
受取利息	6
補助金収入	2
その他	10
営業外費用	
支払利息	4
株式交付費	8
上場関連費用	11
投資事業組合運用損	26
その他	7
経常利益	416
特別損失	
減損損失	6
投資有価証券評価損	78
税金等調整前当期純利益	331
法人税、住民税及び事業税	226
法人税等調整額	△149
当期純利益	254
親会社株主に帰属する当期純利益	254

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	10	534	10,279	△1,272	9,550
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△178		△178
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			254		254
自 己 株 式 の 処 分		858		785	1,643
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	－	858	76	785	1,719
当連結会計年度末残高	10	1,392	10,355	△487	11,270

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	0	118	118	9,669
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△178
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				254
自 己 株 式 の 処 分				1,643
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	0	88	88	88
当連結会計年度変動額合計	0	88	88	1,808
当連結会計年度末残高	0	206	207	11,478

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6 社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社STELAQ
株式会社SiM24
ALQ株式会社
SOLIZE USA Corporation
SOLIZE India Technologies Private Limited
英知創機械科技(上海)有限公司

上記のうち、株式会社STELAQについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、株式会社SiM24及びアフタースクール寺子屋株式会社の株式を取得したことにより、両社を連結の範囲に含めております。

なお、アフタースクール寺子屋株式会社は、2024年12月23日付でALQ株式会社へ商号変更いたしました。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SOLIZE India Technologies Private Limitedの決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

イ. 棚卸資産

- ・商品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ

- | | |
|-------|---|
| | の方法により算定) |
| ・ 原材料 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 貯蔵品 | 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ア. 有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3年～38年
機械装置及び運搬具 2年～10年
- イ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・ その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
- ウ. リース資産
- | | |
|------------------------------|--------------------------------------|
| ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
|------------------------------|--------------------------------------|
- ③ 重要な引当金の計上基準
- ア. 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- イ. 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
- 売上計上基準について
- 当社グループは主な収益を、デザイン事業から生じる収益及びマニュファクチャリング事業から生じる収益と認識しております。
- ア. デザイン事業売上
- 当社グループが提供するデザイン事業売上のうち、派遣形態にかかる売上高については、派遣契約に基づき、派遣期間にわたりサービスの支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、時の経過に基づき収益を認識しております。
- 一方、請負形態にかかる売上高については、プロジェクトの取引価格及びプロジェクトの進捗度に基づき測定し、進捗度は原則としてプロジェクトごとの見積り総原価に対する実際発生原価の割合に基づ

き算定し収益を認識しております。

また、アクセス権の性質を有するソフトウエアライセンスの供与及び保守サービスにかかる売上高については、一定の期間にわたる履行義務の充足に応じて収益を認識しておりますが、一部の使用権の性質を有するソフトウエアライセンスの供与については、ライセンスが顧客に供与される時点において収益を認識しております。

イ、マニファクチュアリング事業売上

当社グループが提供するマニファクチュアリング事業売上のうち、商品又は製品の販売については顧客が商品又は製品を検収した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

一方保守サービスにかかる売上高については、一定の期間にわたる履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準 当社は、確定拠出制度を採用しておりますが、一部の連結子会社では確定給付制度を採用しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、その発生時に一括償却しております。

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、10年以内の定額法により償却を行っております。

繰延資産の処理方法 創立費及び開業費は、定額法（5年）により償却しております。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び上席執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目	金 額
有 形 固 定 資 産	814百万円
無 形 固 定 資 産	286
減 損 損 失	6

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ア. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
減損の兆候を識別した資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額、あるいは使用価値により算定しております。
- イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定
割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、中期経営計画を基礎として、売上高、人員計画に基づく人件費等、一定の仮定を設定しております。
- ウ. 翌年度の連結計算書類に与える影響
減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ、収益性が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(2) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目	金 額
繰 延 税 金 資 産	841百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ア. 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
繰延税金資産は、税務上の一時差異のうち回収可能性が認められるものを計上しております。連結会計年度末においては今後の一定期間の課税所得の発生を前提として回収可能性を判断しております。
- イ. 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
当社グループでは、中期経営計画等に基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消見込み時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積られる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。
- ウ. 翌年度の連結計算書類に与える影響
課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目	金 額
投資有価証券 (非上場株式、投資事業組合への出資)	419百万円
投資有価証券評価損	78

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等については、財政状態の悪化などにより実質価額が著しく低下したときは、取得価額を実質価額まで減額しております。投資先の事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減額が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,110百万円

(注) 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び数

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,000,000	－	－	6,000,000
合計	6,000,000	－	－	6,000,000
自己株式				
普通株式 (注)	1,950,000	－	1,202,831	747,169
合 計	1,950,000	－	1,202,831	747,169

(注) 自己株式の株式数の減少1,202,831株は、上場に伴う公募による自己株式の処分による減少1,144,400株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少6,831株、新株予約権の行使による減少51,600株であります。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式 の 種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権（第2回）（注）	普通株式	360,000	－	51,600	308,400	－
	ストック・オプションとしての新株予約権（第3回）	普通株式	66,000	－	－	66,000	－
	ストック・オプションとしての新株予約権（第4回）	普通株式	129,600	－	－	129,600	－
合 計		－	555,600	－	51,600	504,000	－

（注）ストック・オプションとしての新株予約権（第2回）の当連結会計年度の減少は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 （百万円）	1 株 当 た り 配 当 額（円）	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年3月1日 取締役会	普通株式	178	44.00	2023年12月31日	2024年3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1 株 当 た り 配 当 額（円）	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年2月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	246	47.00	2024年12月31日	2025年3月12日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定しております。デリバティブ取引について投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式及び投資事業組合への出資等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売上債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

イ. 市場リスク（為替や企業価値等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別に為替変動による影響額を把握しております。ただし、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社の管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百 万 円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 受 取 手 形	163		
② 売 掛 金	3,777		
貸 倒 引 当 金 (* 2)	△31		
	3,910	3,908	△1
③ 投 資 有 価 証 券			
その他有価証券 (* 3)	100	100	－
資 産 計	4,010	4,008	△1

- (* 1) 現金は注記を省略しており、預金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (* 2) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (* 3) 市場価格のない株式等は、上記に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百 万 円)
投 資 事 業 組 合 へ の 出 資	274
非 上 場 株 式	44

- (注) 投資事業組合への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。
- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券			100	100
その他有価証券				
その他				
資 産 計	－	－	100	100

- (注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
- 投資有価証券
- その他有価証券は非上場株式の新株予約権であり、相場価格が入手できない場合において、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル3の時価に分類しております。
2. 時価で連結貸借対照表計上額とする金融資産のうちレベル3の時価に関する情報
- ア. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

区 分	投資有価証券	合 計
	非上場株式の新株予約権 （百万円）	
期首残高	－	－
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上	－	－
その他の包括利益に計上	－	－
購入、売却、発行及び決済の純額	100	100
期末残高	100	100
当期の損益に計上した金額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産の評価損益	－	－

- イ. 時価の評価プロセスの説明
- 当社グループは、非上場株式の新株予約権について、直近の取引価格が取引発生後一定期間は有効であるものと仮定して、担当者が時価を算定しており、適切な責任者が承認しております。
- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
- 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
 主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト		合 計
	デ ザ イ ン 業	マニファクチュアリング事業	
売上高			
一時点で移転される財	1,002	3,845	4,848
一定期間で移転される財	17,609	255	17,865
顧客との契約から生じる収益	18,612	4,101	22,713
その他収益	－	－	－
外部顧客への売上高	18,612	4,101	22,713

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	金 額
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,659百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,941
契約資産(期首残高)	275
契約資産(期末残高)	369
契約負債(期首残高)	262
契約負債(期末残高)	269

契約資産は、デザイン事業において、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い、取り崩されます。

なお、当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていたものは、238百万円であります。

- ② 残存履行義務に配分した取引価格
- 残存履行義務について配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。
- なお、当社グループは実務上の便法を適用し、提供したサービスの時間に基づき請求する契約等の請求する権利を有している金額で収益を認識している残存履行義務に係る取引価格は含めておりません。

	金 額
1 年以内	865百万円
1 年超 2 年以内	91
2 年超 3 年以内	24
3 年超	2
合 計	984

8. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たりの純資産額

2,185円11銭
- (2) 1 株当たりの当期純利益

50円16銭

9. 重要な後発事象に関する注記

- (子会社の設立)
- 当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSOLIZE USA Corporationが子会社（当社の孫会社）を設立することを決議し、2025年1月10日付で設立いたしました。

- (1) 子会社設立の目的
- 当社は、顧客企業のグローバル製品開発を支援する体制を持つこと及びグローバルで優秀な人材を獲得することを目的として、これまで日本、米国、中国、インド、欧州の5極体制を構築し、グローバルに事業を展開して参りました。特に米国では、自動車業界を対象とした人材サービス・オフショア受託開発という従来事業に加え、ソフトウェア代理店・システム構築などの新規事業拡大を進めております。
- カナダ オンタリオ州は、多くの当社取引先が拠点を有しているほか、カナダ最大の経済圏として多様な産業を有しています。このたび、カナダ市場において米国と一体での事業開拓を進めることで、米国との業務シナジーによる人材サービス事業の効率的拡大に加え、新規事業の加速により、北米における当社のさらなるプレゼンス拡大を目指して参ります。

(2) 子会社の概要

① 名称	SOLIZE Canada Corporation
② 所在地	カナダ オンタリオ州
③ 代表者の役職・氏名	Managing Director 吉井 強
④ 事業内容	人材サービス事業、オフショア受託開発事業、ソフトウェア事業
⑤ 資本金	10,000カナダドル（約1百万円※） ※ 1 カナダドル=106円にて換算
⑥ 設立年月日	2025年1月10日
⑦ 大株主及び出資比率	SOLIZE USA Corporation 100%
⑧ 当社との関係	資本関係 SOLIZE USA Corporationが100%出資する孫会社です。 人的関係 当社より取締役を派遣しております。 取引関係 営業開始前のため、当社との取引関係はありません。

（会社分割による持株会社体制移行及び子会社（分割準備会社）の設立）

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、2025年7月1日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行すること、及び分割準備会社として当社100%出資の子会社（以下、「分割準備会社」という。）3社を設立することを決議いたしました。2025年2月14日開催の取締役会において、本分割準備会社との間で吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に係る吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」という。）を締結することを決議いたしました。

当社は、引き続き持株会社として上場を維持する予定です。なお、本吸収分割による持株会社体制への移行及び商号変更につきましては、2025年3月26日に開催予定の当社定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件に実施いたします。

また、当社の商号変更につきましては、2025年2月21日開催予定の取締役会において決議し、分割準備会社の商号変更につきましては、2025年3月21日開催予定の取締役会において決議のうえ、2025年3月26日に開催予定の分割準備会社3社の定時株主総会にて決議予定です。

(1) 持株会社体制への移行目的・背景

当社は創業時より一貫して、デジタルテクノロジーを活用したものづくりのデジタル化及びデジタルものづくりを革新し続けている企業です。グローバルで1,600名を超えるエンジニアが在籍しており、ハイエンド領域に特化したサービス提供体制を構築しております。多様なものづくりの現場で培われた実践力と、暗黙知（意思決定ロジック）まで踏み込む可視化・数値化技術をベースとした変革力が当社の主たるケイパビリティであり、大手製造業を中心とした顧客に価値を提供し続けてきました。

このたび、当社はさらなる事業拡大を進め、グループガバナンスを一層強化して、企業価値の向上を追求するためには、より一層の経営のスピード化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社は経営戦略の策定、資源の再配分、グループガバナンスの強化、M&A等の戦略投資及び企業経営のスタッフ的機能を中心としたグループ経営に特化し、事業会社はそれぞれ

れの事業領域で、あらゆる経営環境の変化に迅速に対応することで、グループ全体として、柔軟かつ強靱な経営体制へと進化することを目指しております。

(2) 本吸収分割の要旨

① 本吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	2024年9月20日
分割準備会社の設立	2025年1月6日
吸収分割契約承認取締役会	2025年2月14日
吸収分割契約締結	2025年2月14日
吸収分割契約承認時株主総会	2025年3月26日（予定）
吸収分割の効力発生日	2025年7月1日（予定）

② 本吸収分割の方式

本吸収分割は、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」という。）、当社の100%子会社である分割準備会社3社を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」という。）とする吸収分割です。また、当社は本吸収分割後、商号を変更した上で上場を維持する予定です。

③ 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して、承継会社である株式会社SOLIZE分割準備会社1は普通株式1,000株を発行し、これを当社に割当て交付いたします。株式会社SOLIZE分割準備会社2は普通株式1,000株を発行し、これを当社に割当て交付いたします。

株式会社SOLIZE分割準備会社3は株式の割当て、その他金銭等の対価の交付はありません。

④ 当社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行した新株予約権について、本吸収分割による取扱いに変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債を発行していません。

⑤ 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

本吸収分割に係る本吸収分割契約に規定される資産、債務その他の権利義務を承継いたします。

⑦ 債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日後において、承継会社が負担すべき債務についてその履行の見込みに問題は無いものと判断しております。

(3) 分割又は承継する事業の概要

- ① 分割又は承継する事業の内容
エンジニアリング・マニュファクチャリング事業
コンサルティング・エンジニアリング事業
ビジネスインキュベーション事業
- ② 分割又は承継する事業の経営成績（2024年12月期実績）
エンジニアリング・マニュファクチャリング事業

	分割事業 (a)	当社実績 (単体) (b)	比率 (a÷b)
売上高	14,222百万円	19,331百万円	73.6%

コンサルティング・エンジニアリング事業

	分割事業 (a)	当社実績 (単体) (b)	比率 (a÷b)
売上高	3,843百万円	19,331百万円	19.9%

ビジネスインキュベーション事業

	分割事業 (a)	当社実績 (単体) (b)	比率 (a÷b)
売上高	65百万円	19,331百万円	0.3%

- ③ 分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価格
エンジニアリング・マニュファクチャリング事業

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	2,951百万円	流動負債	764百万円
固定資産	361百万円	固定負債	108百万円
合計	3,312百万円	合計	872百万円

※分割する資産及び負債の金額は、2024年9月30日現在の貸借対照表に基づき算出したものであり、実際に分割する資産及び負債の金額と異なる可能性があります。

コンサルティング・エンジニアリング事業

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	1,518百万円	流動負債	230百万円
固定資産	18百万円	固定負債	－
合計	1,537百万円	合計	230百万円

※分割する資産及び負債の金額は、2024年9月30日現在の貸借対照表に基づき算出したものであり、実際に分割する資産及び負債の金額と異なる可能性があります。

ビジネスインキュベーション事業

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	852百万円	流動負債	24百万円
固定資産	164百万円	固定負債	－
合計	1,017百万円	合計	24百万円

※分割する資産及び負債の金額は、2024年9月30日現在の貸借対照表に基づき算出したものであり、実際に分割する資産及び負債の金額と異なる可能性があります。

(4) 本吸収分割の当事会社の概要

① 吸収分割会社（2024年12月31日現在）

ア. 名称	SOLIZE株式会社（2025年7月1日付で商号変更予定）
イ. 本店の所在地	東京都千代田区三番町6番3号
ウ. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 宮藤 康聡
エ. 事業内容	デザイン事業、マニファクチュアリング事業
オ. 資本金	10百万円
カ. 決算期	12月31日

② 吸収分割承継会社（2025年1月6日設立時現在）

ア. 名称	株式会社SOLIZE分割準備会社1（商号変更予定）
イ. 本店の所在地	東京都千代田区三番町6番3号
ウ. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井上 雄介
エ. 事業内容	製品開発受託・エンジニア派遣・コンサルティングに関する事業、3Dプリント試作・最終製品製作に関する事業、3Dプリンター装置導入に関する事業及びエンジニアリングに関するシステムの販売・構築事業
オ. 資本金	10百万円
カ. 決算期	12月31日
キ. 当事会社間の関係等	資本関係 当社100%出資の子会社です。 人的関係 当社より取締役を派遣しております。 取引関係 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

③ 吸収分割承継会社（2025年1月6日設立時現在）

ア. 名称	株式会社SOLIZE分割準備会社 2（商号変更予定）
イ. 本店の所在地	東京都千代田区三番町 6 番 3 号
ウ. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 堤 寛朗
エ. 事業内容	ものづくり変革で培ったコア技術により、企業課題・社会課題の解決を行うコンサルティング及びエンジニアリングサービスの提供
オ. 資本金	10百万円
カ. 決算期	12月31日
キ. 当事会社間の関係等	資本関係 当社100%出資の子会社です。 人的関係 当社より取締役を派遣しております。 取引関係 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

④ 吸収分割承継会社（2025年1月6日設立時現在）

ア. 名称	株式会社SOLIZE分割準備会社 3（商号変更予定）
イ. 本店の所在地	東京都千代田区三番町 6 番 3 号
ウ. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 貴人
エ. 事業内容	社会・産業課題の解決に向けた新規事業の開発及び運営
オ. 資本金	10百万円
カ. 決算期	12月31日
キ. 当事会社間の関係等	資本関係 当社100%出資の子会社です。 人的関係 当社より取締役を派遣しております。 取引関係 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(5) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

10. その他の注記

追加情報に関する注記

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2024年3月1日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、2024年3月27日の定時株主総会に付議し承認可決されました。

また、2024年4月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2024年5月17日に払込手続きが完了いたしました。

(子会社の設立)

当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、下記のとおり海外子会社を設立することを決議しました。

(1) 子会社設立の目的

当社は、顧客企業のグローバル製品開発を支援する体制を持つこと及びグローバルで優秀な人材を獲得することを目的として、これまで日本、米国、中国、インド、欧州の5極体制を構築し、グローバルに事業を展開して参りました。このたび、当社事業のさらなる推進・拡大を目的として、タイ王国にて新たな海外拠点を設立することといたしました。

タイ王国は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の中心に位置する地理的優位性もあり、これまで製造業を中心に日系企業を含む多くの多国籍企業が拠点を有するなど、製造業のハブとしての役割を担ってきました。当社は、タイ王国に設立する海外子会社をASEAN地域における前線基地と位置付け、タイ王国に所在する企業の製品開発を支援するとともに、ASEAN地域におけるさらなる海外展開を進めて参ります。

(2) 子会社の概要

① 名称	SOLIZE (Thailand) Co., Ltd. (予定)
② 所在地	タイ王国バンコク都内
③ 代表者の役職・氏名	President 三角 紘平
④ 事業内容	コンサルティング、オンサイト開発支援、オフサイト受託開発、3Dプリント試作・最終製品製作、3Dプリンター装置導入支援
⑤ 資本金	10,000,000タイバーツ (予定) (約44百万円※) ※ 1 タイバーツ=4.45円にて換算
⑥ 設立年月日	2025年2月28日 (予定)
⑦ 大株主及び出資比率	SOLIZE株式会社 99.99% 株式会社SOLIZE分割準備会社 1 0.01%
⑧ 当社との関係	資本関係 当社及び株式会社SOLIZE分割準備会社 1 が100%出資する子会社です。 人的関係 当社より取締役を派遣する予定です。 取引関係 営業開始前のため、当社との取引関係はありません。

第 3 5 期

計 算 書 類

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

事業年度 $\left(\begin{array}{l} \text{自 2024 年 1 月 1 日} \\ \text{至 2024 年 12 月 31 日} \end{array} \right)$

SOLIZE 株式会社

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,796	流 動 負 債	3,081
現金及び預金	6,405	買掛金	261
受取手形	163	未払金	387
売掛金	3,137	未払費用	581
契約資産	331	契約負債	142
商品	56	賞与引当金	1,240
仕掛品	58	未払法人税等	99
原材料及び貯蔵品	166	未払消費税等	271
前払費用	305	その他	97
その他	171	固 定 負 債	164
貸倒引当金	△0	リース債務	5
固 定 資 産	3,227	資産除去債務	159
有形固定資産	795	負 債 合 計	3,246
建物	396	(純資産の部)	
機械及び装置	149	株 主 資 本	10,776
工具、器具及び備品	125	資 本 金	10
土地	116	資 本 剰 余 金	1,392
その他	8	資本準備金	225
無形固定資産	243	その他資本剰余金	1,167
ソフトウェア	190	利 益 剰 余 金	9,861
その他	52	利益準備金	9
投資その他の資産	2,188	その他利益剰余金	9,852
関係会社株式	681	別途積立金	3,300
関係会社長期貸付金	109	繰越利益剰余金	6,552
投資有価証券	419	自 己 株 式	△487
長期前払費用	29	評価・換算差額等	0
繰延税金資産	603	その他有価証券評価差額金	0
その他	346	純 資 産 合 計	10,777
資 産 合 計	14,024	負 債 純 資 産 合 計	14,024

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			19,331
売上原価			13,462
売上総利益			5,869
販売費及び一般管理費			5,257
営業利益			611
営業外収益			
受取利息	3		
補助金収入	2		
為替差益	1		
その他	4		11
営業外費用			
投資事業組合運用損	26		
株式交付費	8		
上場関連費用	11		
その他	0		46
経常利益			576
特別損失			
減損損失	4		
投資有価証券評価損	78		
関係会社株式評価損	36		119
税引前当期純利益			456
法人税、住民税及び事業税	222		
法人税等調整額	△104		118
当期純利益			338

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	10	225	309	534	9	3,300	6,391	9,701
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△178	△178
当 期 純 利 益							338	338
自己株式の処分			858	858				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	858	858	－	－	160	160
当 期 末 残 高	10	225	1,167	1,392	9	3,300	6,552	9,861

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,272	8,972	0	0	8,973
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△178			△178
当 期 純 利 益		338			338
自己株式の処分	785	1,643			1,643
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			0	0	0
当期変動額合計	785	1,803	0	0	1,803
当 期 末 残 高	△487	10,776	0	0	10,777

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。
 - ③ 棚卸資産
 - ・ 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当該資産の区分、構造及び用途等により見積られた耐用年数に基づき、定率法によって計算しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～38年
機械及び装置	2年～10年
工具、器具及び備品	3年～15年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
 - ③ リース資産
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用してお

- ります。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
収益及び費用の計上基準については連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」と同一であるため、当該項目をご参照ください。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び上席執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	金 額
有 形 固 定 資 産	795百万円
無 形 固 定 資 産	243
減 損 損 失	4

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記 (1)固定資産の減損」と同一であるため、当該項目をご

参照ください。

(2) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	金 額
繰 延 税 金 資 産	603百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記 (2)繰延税金資産」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

(3) 投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	金 額
投資有価証券 (非上場株式、投資事業組合への出資)	419百万円
投資有価証券評価損	78

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記 (3)投資有価証券の評価」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

(4) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	金 額
関 係 会 社 株 式	681百万円
関 係 会 社 評 価 損	36

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
市場価格のない有価証券は、実質価額が取得原価に比べ30%から50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮したうえで評価損を計上しています。
将来の市況悪化又は投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、評価損を計上する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,897百万円

(注) 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 46百万円
- ② 長期金銭債権 109百万円
- ③ 短期金銭債務 4百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	87百万円
売上原価	51百万円
営業取引以外の取引高	2百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	747,169株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
関係会社株式	740百万円
賞与引当金	429
未払法定福利費	64
未払事業税	13
資産除去債務	57
減価償却超過額	145
棚卸資産評価損	8
投資有価証券評価損	64
減損損失	27
その他	18
小計	1,571
評価性引当額	△949
繰延税金資産合計	622
繰延税金負債	
資産除去債務	△18
その他	△0
繰延税金負債合計	△18
繰延税金資産の純額	603

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「7.収益認識に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	2,051円74銭
(2) 1株当たりの当期純利益	66円71銭

12. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象については連結注記表「9.重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

その他の注記については連結注記表「10.その他の注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

第 3 5 期

計算書類に係る附属明細書

事業年度 $\left(\begin{array}{l} \text{自 2024 年 1 月 1 日} \\ \text{至 2024 年 12 月 31 日} \end{array} \right)$

SOLIZE 株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建 物	240	189	—	33	396	778	1,174
	機 械 装 置	129	61	—	41	149	779	928
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	83	79	3 (3)	33	125	315	440
	土 地	116	—	—	—	116	—	116
	そ の 他	10	—	0	2	8	24	32
	計	580	329	3 (3)	111	795	1,897	2,692
無形 固定 資産	ソフトウェア	229	48	0 (0)	87	190		
	そ の 他	0	52	—	—	52		
	計	230	100	0 (0)	87	243		

- (注) 1. 当期減少額の(内書)は減損損失による減少であります。
2. 建物の当期増加額は、主に営業所の増床・新設によるものであります。
3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	2	0	—	0	2
賞 与 引 当 金	1,035	1,240	1,035	—	1,240

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
役員報酬	120	
株式報酬費用	13	
給与手当	1,921	
賞与	191	
賞与引当金繰入	272	
退職給付費用	56	
法定福利費	369	
福利厚生費	32	
研修費	19	
採用活動費	704	
消耗品費	160	
地代家賃	93	
賃借料	31	
保険料	15	
租税公課	31	
減価償却費	109	
旅費交通費	130	
通信費	31	
支払手数料	411	
広告宣伝費	114	
リース料	35	
保守料	38	
研究開発費	291	
諸会費	15	
水道光熱費	12	
その他	32	
合計	5,257	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書			
2025年2月14日			
S O L I Z E 株式会社			
取締役会 御中			
有限責任監査法人トーマツ			
東京事務所			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田	宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 山	拓
監査意見			
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S O L I Z E 株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S O L I Z E 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 連結計算書類の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。 利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。	以 上
---	------------

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書			
S O L I Z E 株式会社		2025年2月14日	
取締役会 御中		有限責任監査法人トーマツ	
		東京事務所	
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 早稲田 宏
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 山 拓
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S O L I Z E 株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 計算書類等の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の会議の目的事項（決議・報告事項）に関する事前確認の実施、各監査役の活動状況及び活動結果の共有等を中心に意見交換を行いました。また、社外取締役との連携の強化に向けた取り組みを行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の担当執行役員及び子会社の役員等との意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

S O L I Z E 株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 田 英 剛 ㊞

監 査 役（社外監査役） 富 原 洋 一 ㊞

監 査 役（社外監査役） 河 元 哲 史 ㊞

（注） 監査役 山田英剛、同 富原洋一及び同 河元哲史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

(別紙3)

吸収分割承継会社成立の日に係る貸借対照表

吸収分割承継会社（株式会社 SOLIZE 分割準備会社1）

貸 借 対 照 表

(2025 年 1 月 6 日現在)

(単位：百万円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20	株主資本	20
現金及び預金	20	資本金	10
		資本準備金	10
資産合計	20	負債・純資産合計	20